

東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程

第1条 東北学院大学は、東日本大震災被災地（災害救助法適用地域に指定された地域）出身で、被災の大きい本学学生（平成23年度入学生を含む）に対して臨時に次の救済措置をとる。

- (1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合には、当該年度の授業料の全額を免除する。
- (2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合は、授業料半期分（1年生は後期分、2年生以上は前期分）を免除する。
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した場合は、授業料半期（1年生は後期分、2年生以上は前期分）の50%を減免する。
- (4) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合は、授業料半期（1年生は後期分、2年生以上は前期分）の50%を減免する。

第2条 前条の対象となる者がすでに授業料を納入している場合は、地震被害特別奨学金としてそれぞれの相当額を給付する。

第3条 東北学院大学は、平成24年度入学試験において、東日本大震災被災地（災害救助法適用地域に指定された地域）出身で、以下のいずれかに該当する被災がある受験生については、入学検定料を全額免除する。

- (1) 主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明になった場合
- (2) 主たる家計維持者が負傷し、長期加療が必要になった場合
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合
- (4) 半壊、床上浸水または福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合

第4条 本規程は平成23年4月1日より施行し、平成24年3月31日に失効する。

附則

1. 第1条は、平成24年度入学予定者（ただし、平成24年3月31日までに入学手続

きを完了した者に限る。以下同じ。）に対しても適用する。

2. 平成24年度入学予定者で第1条第1項第1号に該当する者に対しては、入学後に前期分の授業料相当額を地震被害特別奨学金として給付し、後期分の授業料については免除とする。
3. 平成24年度入学予定者で第1条第1項第2号から第4号に該当する者に対しては、入学後に後期分の授業料について減免する。
4. 第1条に定めるほか、「主たる家計維持者の居住する借家・アパート等」が「全壊、大規模半壊または流失」の場合は、「主たる家計維持者の所有する自宅家屋」が「半壊」と同様の扱いをする。
5. 被災した学生が第1条に定める被災を理由に休学する場合には、休学期間の授業料を全額免除する。
6. 本規程において、罹災証明書の「大規模半壊」は「全壊」と看做して取り扱う。
7. 本規程において、「主たる家計維持者が所有する自宅家屋」には、「同居する家族が所有する家屋」をも含むものとする。

※2011.4.13 東北学院震災復興対策委員会、4.27 常務理事会承認

2011.4.27 東北学院震災復興対策委員会 取り扱い確認

2011.7.6 東北学院震災復興対策委員会 取り扱い確認

2011.7.20 常務理事会承認 取り扱い確認事項を規程の附則に入れることを承認